

あしや市民活動センター 登録団体申請受付

- ■日時 12月10日~24日(日・祝を除く) 午前9時~午後5時
- ■内容 登録を希望する団体は、地域の課題解決に 向けた取り組みを行っていること等の登録要件を ご確認の上、申請をしてください。
- ■申し込み&問い合わせ あしや市民活動センターリードあしや ☎26-6452

ご当地ナンバープレートの交付が始まります

問い合わせ 課税課管理係 ☎38-2015

平成29年1月10日(火)より、芦屋市ご当地ナンバー プレートの交付を開始します。原動機付自転車(50 c c 以下のみ)の白色プレートについて、2種類のご当地 ナンバープレートと従来型ナンバープレートの3種類 から選択することができます。

現在原動機付自転車(50 c c 以下のみ)を使用してい るかたについて、1台につき1回限り、ご当地ナンバー プレートと無料で交換させていただきます。(ただし、 ナンバーは変わりますのでご了承ください。)

詳細は市ホームページにてご確認ください。

たくさんのご応募ありがとうござい ました。来年1月から新しいナンバー プレートが芦屋の街を彩ります。 みなさん楽しみにしていてください。



課税課管理係 橋本雅子

外形寸法 縦114.19×横200(mm) KSHIP4 CITS COLON 芦屋市

一般部門 杉島 厚仁さん 市内在住

こども部門 松尾 歩果さん 精道中学校2年生

外形寸法 縦100×横200(mm)

芦屋市ASHIYA

第4回 芦屋市テニス協会長杯ジュニアテニストーナメント

- **■日時** 12月27日(火)※雨天中止
- ■会場 芦屋シーサイドテニス
- ■内容 男子シングルス・女子シングルス(6ゲーム先取ノーアドバンテージ方式)
- ■対象 各ブロック16人

【Aブロック】中学生 【Bブロック】小学5年生~6年生 【Cブロック】小学4年生以下

- ■費用 1組2,700円「テニス王国兵庫・強化基金」100円を含む
- ■問い合わせ 芦屋市テニス協会 ☎22-3852/图22-7634(〒659-0053 松浜町4-4)

- ■申し込み 12月1日午前9時~12月20日に、所定の申込用紙に記入し、持参またはファクスで下記へ ※受付開始時間以前の申し込みは無効・定員になり次第締め切り

平成28年度第3期 「芦屋公園テニススクール」受講生募集



テニススクールの様子

一対

■日時&内容 ①平成29年1月10日~(火・全10回)実戦コース ②平成29年1月5日~(木・全10回)基本コース ③平成29年1月6日~(金・全10回)シニアコース ※①②は各3級あり。

> 詳細は下記ホームページ等で確認ください ①各10人②各20人

③65歳以上・初級以上のかた10人

■費 15,000円(10回分) 用

■申し込み 申し込み用紙に記入し、12月1日~20日に下記へ ※申し込み多数の場合は抽選

■会場&問い合わせ 芦屋公園テニスコート ☎34-8886/IPI/http://www.ashiya-koentennis.com

大人のための絵本の世界Part 2

- ■**日時** 12月8日・平成29年1月12日(木)・21日(土) 午前10時~11時30分
- ■会場 あしや市民活動センター会 議室C·D
- ■内容 絵本の絵やことばを通じて コミュニケーション力を高める
- ■対象 30人
- ■講師 NPO法人「絵本で子育て」センター主催の 養成講座修了生
- ■費用 1,000円(全3回分)※1回のみ参加は500円
- ■申し込み&問い合わせ

NPO法人「絵本で子育て」センター M35-0907/Mapoptosis@ares.eonet.ne.jp

第3回 危険物取扱者試験

■日時 平成29年2月5日(日) ■会場 神戸市 ほか 7 会場 ■内容 甲種・乙種全類・丙種 ■申し 込み 【郵送・持参】12月2日~14日までに消防試 験研究センター兵庫県支部へ【電子申請】11月29日 ~12月11日までに同ホームページへ※写真(縦 4.5cm×横3.5cm)は、受験票へ貼り付け **■問い合** わせ 消防本部予防課 ☎38-2098 ※願書も配布

交差点における自転車の通行について

自転車で交差点の自転車横断帯を通行している とき、左折する自動車との事故が起こりやすくなる 状況があるため、全国的に自転車横断帯の撤去作業 が進んでいます。

自転車横断帯のない交差点の通行方法は、右記の とおりとなります。

①横断歩道を通行しての横断

歩行者用信号機に従って、横断歩道を通行して交 差点を横断する。(青矢印 ―――)

②歩道~車道を通行しての横断

歩道通行の自転車は、車両用信号機に従って車道

の左側を通行して交差点を進行する。 (青点線矢印 ⋯⋯)

③車道を通行しての横断

車道通行の自転車は、車両用信号機に従って車道 の左側を通行して交差点を進行する。 (赤点線矢印 ◀------)

※横断歩道上の歩行者の通行 を妨げるおそれのある場合 は、自転車を押して通行しな ければいけません。



■問い合わせ 芦屋警察署交通課 ☎23-0110

